○栗駒ダム操作規則

規

則

目

次

規

則

栗駒ダム操作規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第五十四号 栗駒ダム操作規則

栗駒ダム操作規則(昭和三十七年宮城県規則第三十一号)の全部を改正する。

宮

第一章 総則 (第一条 - 第九条)

ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法 (第十条 - 第十三条)

第二節 放流の際にとるべき措置等 (第十四条 - 第十九条)

洪水における措置に関する特則 (第二十条 - 第二十五条)

第三章 雑則 (第二十六条)

第三節

一章

(趣旨)

(1) 第一条 この規則は、栗駒ダム (以下「ダム」という。) の操作の方法のほか、ダム及び栗駒ダム貯 水池 (以下「貯水池」という。) の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

河川法 (昭

行 城

宮

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

ダム及び貯水池を管理するものとする。

(農村整備課) ページ 第三条 ダムは、洪水調節、かんがい用水の供給及び発電をその用途とし、ダム及び貯水池の諸元そ 第二条 宮城県北部地方振興事務所栗駒ダム管理事務所長 (以下「所長」という。) は、 り、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない 和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。) 及びこれに基づく命令並びに農業用ダム管理 条例 (平成十年宮城県条例第三十五号。以下「条例」という。) 及びこの規則の定めるところによ (管理の遂行) (ダムの用途、ダム及び貯水池の諸元等) 宮城県北部地方振興事務所に、法第五十条第一項に規定する管理主任技術者一人を置くものとす 前項の管理主任技術者は、法及びこれに基づく命令並びに条例及びこの規則の定めるところによ

の他これに類するダム及び貯水池の管理に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

イ 高さ 五七・ニメートル 堤頂の標高 二〇七・二メートル

越流頂の標高 一九〇・〇メートル

洪水吐ゲート

(1) ゲートの規模及び数

高さ一五・六メートルで幅八メートルのもの一門

(2) ゲートの開閉の速さ

分につき〇・三メートル

朩 放流管バルブ

規模及び数

取水ゲート
内径一・六メートルから二・六メートルのもの一門

ジェットフローゲート 内径〇・七五メートルのもの一門

副バルブ 内径〇・ハメートルのもの一門

発電ゲート 内径一・四メートルのもの一門

維持放流ゲート 内径〇・二メートルのもの一門

川台用水ゲート 内径〇・二メートルのもの一門

取水ゲート 一分につき○・四メートル

(2)開閉に係る開度変化量 オ

維持放流ゲート 一分につき○・○六四メートル 副バルブ 一分につき〇・二五四メートル ジェットフローゲート 一分につき〇・二メートル 発電ゲート 一分につき〇・二メートル

川台用水ゲート 一分につき〇・〇六四メートル

計画洪水流量 毎秒九二〇立方メートル

設計洪水流量 毎秒一、一一三立方メートル

1 直接集水地域の面積 五三・〇平方キロメートル

湛水区域の面積 ○・八三平方キロメートル

最大背水距離 二・八キロメートル

設計洪水位 標高二〇六・〇五メートル

報

サーチャージ水位 標高二〇五・二メートル

常時満水位標高二〇二・〇メートル(非洪水期間のうち五月一日から同月二十五日まで)

標高一九八・○メートル(前記以外の非洪水期間

最低水位 標高一七五・〇メートル 予備放流水位 標高一九九・五メートル (非洪水期間のうち五月一日から同月二十五日まで)

城

県

制限水位

標高一九○・○メートル(洪水期間

公

有効貯水量 一二、七五八、〇〇〇立方メートル

九、一〇三、〇〇〇立方メートル(洪水期間

ル ヌ IJ チ 1

洪水調節容量

四、一九一、〇〇〇立方メートル (非洪水期間のうち五月一日から同月二十

かんがい容量 三、六五五、〇〇〇立方メートル (洪水期間 五、一四〇、〇〇〇立方メートル (前記以外の非洪水期間

五日まで)

一〇、二八六、〇〇〇立方メートル(非洪水期間のうち五月一日から同月二

十五日まで)

七、六一八、〇〇〇立方メートル(前記以外の非洪水期間)

2

Ξ かんがい用水に係る最大使用水量は、別表第一のとおりとする

四 河川維持流量は、別表第二のとおりとする。

五 洪水期間及び非洪水期間

1 洪水期間 七月一日から九月三十日まで

> 非洪水期間 十月一日から翌年六月三十日まで

六 発電取水

1 最大取水量 毎秒五立方メートル

洪水期間 標高一七五・○メートルから一九○・○メートルまで

П

非洪水期間 標高一七五・○メートルから一九八・○メートルまで(五月一日から同月二十

五日までは標高二〇二・〇メートルまで)

第四条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、

毎秒六十五立方メートル以上であることをいう。

(洪水警戒体制

第五条 所長は、仙台管区気象台から栗原市西部を対象とした大雨警報又は洪水警報の発令がなされ たときその他洪水が発生するおそれがあると認められるときは、洪水警戒体制をとらなければなら (注意体制)

第六条 所長は、洪水警戒体制に速やかに移行できるようにするため、必要に応じて注意体制をとら なければならない。

(準備体制)

第七条 所長は、気象に関する情報収集が必要と判断される場合には、必要に応じて準備体制をとら なければならない。

(貯水位の算定方法)

第八条 貯水池の水位 (以下「貯水位」という。) は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基

づき算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第九条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定 の時間における貯水池からの延べ放流量を合算した量を当該一定の時間で除して算定するものとす

ぞれ対応する貯水池の貯水量を別表第三により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれ

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度

宮

県

か 非洪水期間においては常時満水位を、洪水期間においては制限水位を超えてしてはならな

第十条

貯水池における流水の貯留は、

第二十二条第一号及び第二十四条の規定による場合を除くほ

(ダムから放流することができる場合)

第十一条 ダムからの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りすることができる。

- 迫川における佐沼地点の水量が毎秒六・五立方メートル以下であるとき
- 二 前条の規定を遵守するため、必要があるとき。
- Ξ 流するとき。 第二十一条第五号、第二十二条第一号、第二十三条及び第二十四条の規定により貯水池から放

2

- 兀 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- 五 洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき
- その他やむを得ない理由があるとき
- 2 同項第一号に該当する場合にあっては、流入量に相当する水量を限度とする。 前項各号のいずれかに該当する場合の放流は、毎秒六十五立方メートルを限度とする。ただし、
- (放流開始及び放流量の増減の方法)
- 第十二条 ダムからの放流は、第二十二条第一号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の 流入量が急激に増加している時は、当該流入量の範囲内において、ダムからの放流量を増加するこ 急激な変動を生じさせないように別表第四に定めるところにより行わなければならない。ただし、
- 2 ら発電のための取水量を控除した量を超えてはならない ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則で別に定めるもののほか、流入量に相当する量か
- (洪水吐ゲート及び放流管バルブの操作の方法等)
- 第十三条 洪水吐ゲートの一回の開閉は、別表第四に定めるところにより操作しなければならない。 ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限り
- 2 はならない。 又はダムの洪水吐、放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、これを開閉して ゲート及びダムの放流管バルブは、かんがい、発電若しくは第十一条の規定により放流する場合
- 第二節 放流の際にとるべき措置等
- 放流の際の関係機関の長に対する通知)
- (3) 第十四条 所長は、法第四十八条の規定による通知をするときは、ダムの洪水吐又は放流管からの放

- ろにより、別表第五に掲げる関係機関の長に対して行うものとする 流によって、下流に危害が発生することが予想される少なくとも一時間前までに、 別に定めるとこ
- るために必要があると認められるときは、前項の規定の例により通知しなければならない。 て下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止す 所長は、細倉金属鉱業株式会社玉山発電所 (以下「発電所」という。) の放流口からの放流によっ

2

- (放流の際の一般に周知させるための措置)
- 第十五条 所長は、法第四十八条の規定による一般に周知させるための必要な措置をとるときは、 ム地点から栗原市金成鴫屋敷地点までの三迫川の区間について行うものとする ダ
- より、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。 河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号。以下「政令」という。)第三十一条の規定による警告 別表第六に掲げるサイレン又はスピーカーからの疑似音による吹鳴及び警報車のスピーカーに
- する約三十分前 ダム地点に設置されたサイレン及びスピーカーによる警告にあっては、ダムからの放流を開始
- 一 ダム地点以外の地点に設置されたスピーカーからの疑似音による警告にあっては、 放流により当該地点における三迫川の水位の上昇が開始されると認められる時の約三十分前 ダムからの
- の放流により当該地点における三迫川の水位の上昇が開始されると認められる時の約三十分前 警報車のスピーカーによる警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点において、ダムから
- サイレン又はスピーカーからの疑似音による吹鳴の方法は、別表第七のとおりとする。

3

- の例により警告しなければならない において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前三項の規定 所長は、発電所の放流口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合
- (ダム操作に関する記録の作成)
- 第十六条 ダムの洪水吐ゲート又は放流管のゲート若しくはバルブを操作した場合においては、次に 掲げる事項(その操作がダムからの放流を伴わなかったときは、第一号及び第二号に掲げる事項) を記録しておかなければならない。
- 操作の理由
- これを終えた時におけるその開度 操作したゲート又はバルブの名称、 その一回の操作を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びに
- の洪水吐又は放流管からの放流に係る放流量及び使用水量 ゲート又はバルブの一回の操作を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、 流入量、ダム
- ダムの洪水吐又は放流管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

四

(観測及び測定等) 令第三十一条の規定による警告 (前条第四項の規定により警告する場合を含む。)の実施状況 法第四十八条の規定による通知 (第十四条第二項の規定により通知する場合を含む。) 及び政

第十七条 法第四十五条の規定による観測は、別表第八に掲げる事項について行うものとする。

測又は測定をしなければならない 所長は、法第四十五条の規定により観測すべき事項のほか、別表第九に掲げる事項について、 観

3 ダムの状況に関するものの観測又は測定をしなければならない。 重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第九に掲げる事項のうち 所長は、前項のほか、次条第二項の規定に該当するときその他ダム又は貯水池について異常かつ

(点検及び整備等 法第四十五条及び第二項の規定による観測又は測定の結果は、記録しておかなければならない。

報

第十八条 所長は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期的に、又 2 状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行 及ぶものが発生したときは、その発生後速やかに、ダム及び貯水池の点検(貯水池付近の土地の形 は時宜に応じてその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。 所長は、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に

3 前二項の点検又は整備の結果は、記録しておかなければならない

ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第十九条 所長は、ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに、国土交 らない。 通省東北地方整備局長 (以下「東北地方整備局長」という。) に対し、その旨を報告しなければな

第三節 洪水における措置に関する特則

(注意体制時における措置)

第二十条 所長は、注意体制時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。

ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

仙台管区気象台等が行う気象の観測成果を的確かつ迅速に収集すること。

その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を講じること

(洪水警戒体制時における措置)

第二十一条 措置をとらなければならない 所長は、 洪水警戒体制時においては、前条各号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる

- 東北地方整備局長及び知事に対し、 法第四十六条第一項の規定による通報をすること。
- 別に定める関係機関に対し洪水警戒体制をとった旨の連絡を行うこと
- Ξ る記録を作成すること 河川法施行規則 (昭和四十年建設省令第七号) 第二十七条の規定の例によりダムの操作に関す
- 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること

兀

- ととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。 又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、ダムからの放流は、第十二条の規定に適合しないこ 五月一日から同月二十五日までの期間においては、次に定めるところにより、ダムから放流し、
- ときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、 洪水警戒体制に至った時における貯水位が、予備放流水位を超え、別に定める基準に達した
- ロ 洪水警戒体制に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当す 流入量に相当する流量の流水をダムから放流すること。

る流量の流水をダムから放流すること。

- Л の放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等し くなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。 洪水警戒体制に至った時における貯水位が、予備放流水位を下回っているときは、 ダムから
- その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を講じること。

(洪水調節

第二十二条 所長は、洪水時においては、第二十条各号並びに前条各号に掲げる措置のほか、次に掲 げる措置をとらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により必要があると認めると きは、この限りでない。

- 次に定めるところにより、ダムから放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。
- 位を超える場合には、自然放流により洪水調節を行うものとする。 洪水期間においては、洪水吐ゲートの開度を〇・五メートルに一定に保ち、貯水位が制限水
- ロ 非洪水期間においては、貯水位が常時満水位を超えると想定される場合は、洪水吐ゲートの 開度が○・五メートルに達するまでは、流入量に相当する水量をゲート等の操作により放流す るものとし、洪水吐ゲートの開度が○・五メートルに達したときは、 放流により洪水調節を行うものとする。 開度を一定に保ち、自然
- = 法第四十九条の規定により記録を作成すること。

別表第二 (第三条関係)

地

点

ダ Δ 地 点 水 量 県

公

報

号外第30号

(洪水調節等の後における措置)

その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を講じること。

第二十三条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後及び次条の規定により洪水に達しない流 ない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。 だし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与え 作したときの放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。た 水の調節を行った後において、貯水位が制限水位又は常時満水位(以下「制限水位等」という。) を超えているときは、貯水位を制限水位等に低下させるため、前条第一号に規定する方法により操

(洪水に達しない流水の調節)

第二十四条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認められる場合においては、別に定める ところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第二十五条 所長は、別に定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められ

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別に定める関係機関に対し通知しなければならない。

則

第二十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第一(第三条関係)

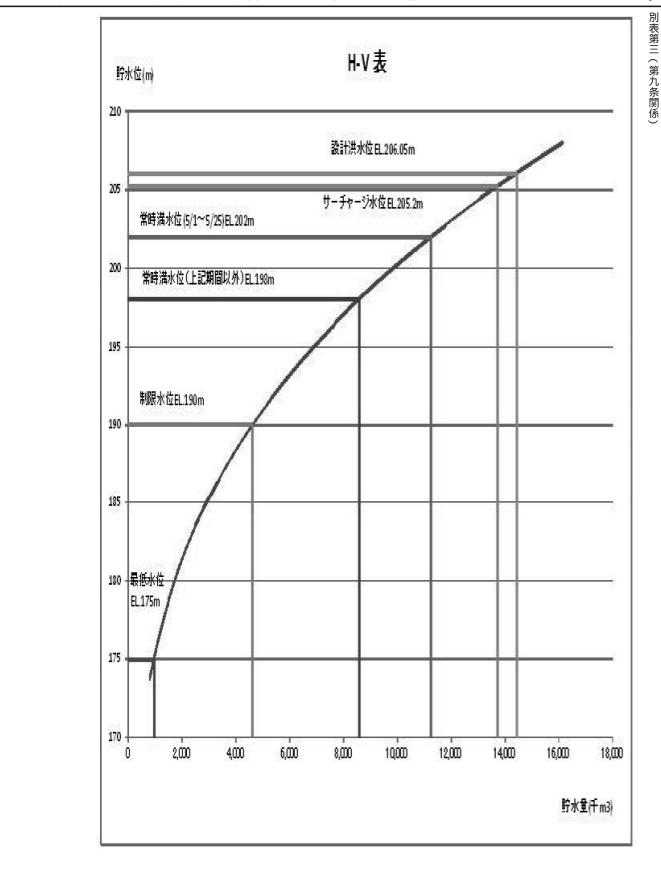
九月十一日から四月二十日まで 毎秒五・二八三立方メートル 四月二十一日から五月五日まで 毎秒五・二八三立方メートル	期間	発電所放流口地点水量
まで	四月二十一日から五月五日まで	毎秒九・七一二立方メートル
	五月六日から九月十日まで	毎秒五・二八三立方メートル
	九月十一日から四月二十日まで	毎秒一・三八一立方メートル

発電所 ダム 毎秒○・二七○立方メートル 毎秒○・一○三立方メートル

るときは、これを解除しなければならない

(細則) 第三章 雑則

この規則は、公布の日から施行する。



宮城県警察若柳警察署長

宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長

宮城県東部土木事務所登米地域事務所長

宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長

別表第四 (第十二条、第十三条関係)

栗原市長

栗原市築館薬師一丁目七番一号

ダムからの放流量(発電使用量を含む。)	最小時間間隔ゲート操作の	一回の操作による最大増加放流量
毎秒四・五〇立方メートルまで	一〇分ごと	毎秒○・六立方メートル
毎秒几・五〇立方メートルを超え	一〇分ごと	毎秒○・九立方メートル
毎秒一八・五〇立方メートル毎秒九・五〇立方メートルを超え	一〇分ごと	毎秒一・六立方メートル
毎秒二八・五〇立方メートル毎秒一八・五〇立方メートルを超え	一〇分ごと	毎秒二・〇立方メートル
毎秒三七・五〇立方メートル 毎秒二八・五〇立方メートルを超え	一〇分ごと	毎秒三・二立方メートル
毎秒四四・〇〇立方メートル 毎秒三七・五〇立方メートルを超え	一〇分ごと	毎秒四・七立方メートル
毎秒六五・○○立方メートル毎秒四四・○○立方メートルを超え	一〇分ごと	再少丘・二立方メートレ

別表第五 (第十四条関係)

関係機関の長	所在地
国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長	石巻市蛇田字新下沼八〇
宮城県土木部河川課長	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県農林水産部農村整備課長	仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所長

栗原市築館藤木五番地一号

宮城県栗原地方ダム総合事務所長

別表第六 (第十五条関係)

東北電力株式会社古川技術センター制御所長大崎市古川字本鹿島二五三追川上流土地改良区理事長栗原市若柳字川南戸ノ西四	栗原市消防本部長	栗原市築館留場中田一一一番一号
制御所長 大崎市古川字本鹿島	迫川上流土地改良区理事長	原市若柳字川
	制御	崎市古川字本鹿島

	を言って以出引 フコ	警報の	● 種 ■ 類
設置	警報后名	サイレン	スピーカー
栗駒ダム管理事務所内栗原市栗駒沼倉玉山一	(監視が)	0	0
栗原市栗駒沼倉畳石四二 - 四	滝ノ原		0
栗原市栗駒沼倉畑中二六 - 三	佐野		0
栗原市栗駒松倉貴船三九	貴船		0
栗原市栗駒松倉新大町八一	大町		0
栗原市栗駒中野上河原三九	上河原		0
栗原市栗駒松倉前田四八	前田		0
栗原市栗駒中野要害三六	中野		0
栗原市栗駒猿飛来諏訪七二 - 一	諏訪		0
栗原市金成大堤字大原木屋敷三四 - 九二	鴫屋敷		0

(三〇秒) (三秒) 別表第七(第十五条関係)

別表第八 (第十七条関係)

登米市迫町佐沼字西佐沼一五〇番五号

栗原市若柳字川北原畑四番地四

登米市迫町佐沼字西佐沼一五〇番五号

栗原市築館藤木五番地一号

栗原市花山字本沢向原一一

(三秒) (五秒) (五秒) 以 止 吹 鳴 休 止

(五秒) 以上一行程を三回繰り返す。

<u>-</u>				
(事	項	目	貯水池の結氷状況
	آ ب	上流域の降水量・積雪量		貯水池の堆砂状況
	复多	ダム地点の降水量		洪水被害
, 1	5	貯水位		その他
	才	河川水位		
 別 表	別表第九(第十七条関係)	-七条関係)		
	事	項 項	目	
		漏水量		
₽	ダム本体	堤体変位		
		地震動		
		ダム地点の天候		
=	気象	ダム地点の風向・風速		
		ダム地点の気温		
水曜日		河川流量		
	水 象	流入量		
		放流量		
24年		地震動 (地山)		
1 7-20		流入・放流水温		
		貯水池水温		
7	そ の 他	貯水池水質		
1				